

秩父市農業委員会 令和4年第9回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年 9月22日(木) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年 9月22日(木) 午後2時51分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 15名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	欠席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	出席			小久保 健 司	出席
7番	横 田 友	出席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長 印 会長職務代理者 印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 議案台42号 農地法第5条の規定による許可申請について (16件)
- 議案台43号 農地利用集積計画の決定について (1件)
- 議案台44号 農地利用配分計画の意見について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	川上 貴		主席主幹	小嶋 祥弘	書記
参 与	宮前 房男		主 事	川上 僚太	書記
主 幹	千島 修		主 査	笠原 信之	
主事補	見澤 俊亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（衆東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第9回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（衆東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（衆東男会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

川上事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

議長（衆東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（衆東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（衆東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。6番 彦久保利平 委員 及び 5番 横田 友委員、以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（衆東男会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局に説明をいたさせます。

川上事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。4件報告いたします。

1「農地改良等に係る届出の受理について」1件、2「農地法第5条の規定による許可の取消について」1件、3「農地法第5条の規定による許可の取下願について」1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。また8月総会での調査案件について1件報告させていただきます。

番号1の届出でございます。登記地目は畑で土地所有者は昭和 年、 により取得し、保全管理となっております。なおこの土地は令和4年8月の総会で審議いただきました議案第35号農地法第3条の規定による許可申請により、審議いただき許可されたものでございます。譲受人が今回の届け出により、野菜の耕作を目的とした農地改良を行うものでございます。改良する面積は m²であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当します。

2の番号1は、令和 年 月に農地法5条の規定による許可を受けていた土地ですが、申請地の隣接地（秩父市 ・ ・ ・ 番）で住宅を建設し、当初申請地の一部を利用し の施工を行う予定でしたが、申請地を借用せず の施工が出来たことから、当該地を利用しなくなったため、申請の取り消しを願い出たものでございます。

3の番号1は、令和4年7月25日第7回総会議案第32号でご審議をいただいた案件でございます。転用目的は自己用住宅の建築でございましたが、このたび譲受人から、本計画、 の建設について変更となることから、取り下げ願いが提出されたことによるものでございます。

4は第8回総会議案第35号で、設楽委員さんより質問をいただいていた件でございますが、過日、設楽委員さん自らお調べいただき事務局に資料提供とご教示をいただいたものでございます。賃貸借期間の30年は問題ないものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（桑東男会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（桑東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

川上事務局長

【議案説明】

議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書2ページ 議案第41号、番号1土地の所在ですが、字の欄、 となっておりますが、 でございます。 の前に、漢字の とカタカナの を追記してください。議案書8ページ、議案第44号農地利用配分の意見についてでございますが、番号が2となっております。番号1に訂正をお願いいたします。

それでは、令和4年 第9回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について	が 1件
議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について	が 1件
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について	が16件
議案第44号 農地利用集積計画の決定について	が 1件
議案第45号 農地利用配分計画の意見について	が 1件

以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（桑東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しており

ますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第40号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議長(桑東男会長) 次に、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をいたさせます。

事務局(見澤主事補) 議案書1ページをお開きください

番号1について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川 字 畑 筆・・・㎡で、昭和・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西へ約・・・m付近に位置しています。申請理由ですが、譲渡人が高齢であることから譲受人は申請地で・・・年前から耕作を行っています。令和 年度に秩父市の農地で農地法3条の規定による許可を受け農地を取得しましたが、その際に担当事務局職員より耕作を行っている農地の申請も行うよう指示があり、このたび申請に至ったものです。譲受人は秩父市内に・・・㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると・・・㎡になり、秩父市荒川地内における下限面積要件10アールを満たしております。また、保有する農機具等につきましては耕うん機・台、草刈機・台、エンジン穴掘り機・台で、農作業の経験は16年以上に及びます。農地取得後は、 を栽培する予定です。

耕作労働力は本人、臨時雇用労働力が2名ということで、特に問題はないと思われます。現地を確認したところ、管理された 畑でした。

議長(桑東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 笠原倍吉 委員 5番笠原です。詳細につきましては事務局より報告したとおりです。先日事務局、木村担当推進委員と現地を確認しました。案内のとおり・筆ともよく整備された 畑でございます。既に、 の刈り取りが済んでおりました。また 畑の素性は水はけ、日当たりもよくまろやかさを増す、南側の山から朝霧が発生するなど良い条件が整っており最適だと思われます。畑を管理する機械等も準備されており問題無いと思われます。

以上よろしくお願いいいたします。

6区 木村 雄一推進委員 6区の木村です。先日笠原委員、事務局と3名で現地を確認しました。状況は、笠原委員説明のとおりです。非常によく管理されていますので来年もよい が収穫できると思います。ご審議の程宜しくお願いいいたします。

議長(桑東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(桑東男会長) はい。設楽委員

13番 設楽治男委員 13番設楽です。譲受人は にも農地を所有しておりまして の現地も確認をいたしました。現地は を植栽してありました。また ですが、 を約千袋作成し、非常に良いことだと思います。

議長（糸東男会長）他にございますか。

（なしの声有り）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第40号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第41号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第41号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上事務長） 議案書2ページをお開きください。

議案第41号番号1について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 蒔田 字 畑 筆 $\cdot\cdot\cdot\text{m}^2$ で、平成 年、相続により取得した土地です。令和4年 月に農振地域からの除外を受けております。案内図をご覧ください。申請地はから東へ約 $\cdot\cdot\cdot\text{m}$ 、立地の基準につきましては、土地改良区域外にある農地として第2種農地と判断しました。転用目的は への進入路です。現地を確認したところ、該当地目は畑ですが、既に舗装され として利用されております。申請事由ですが、申請者は平成 $\cdot\cdot$ 年頃から、 が狭小であることから、 として利用しており、今回追認として申請にいたしました。

農地法に違反しておりますが、始末書が添付されております。説明は以上です。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長（糸東男会長） はい事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

12番 豊田恵男委員 12番豊田です。先日事務局と現地を確認いたしました。隣接地の畑は新規就農者が耕作しておりますが、測量したところ舗装部分も畑であることが判明したものでございます。自宅進入路、近隣の通路として使用されておりますので、特に問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（糸東男会長） 以上が、担当委員の意見でした。

これより議案第41号にに対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います

議長（糸東男会長） 第41号に関する質疑 又は 意見はありませんか。

議長（糸東男会長） ほかに質問等はございませんか。

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第41号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第42号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （16件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（小嶋主席主幹） 私からは番号1及び番号2について説明いたします。

番号1について説明いたします。

申請者、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 畑 ・ 筆 ・ ・ m²で、平成・ ・ 年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西南西に約・ ・ ・ m離れた場所であり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は平成・ ・ 年に住宅を建築し、居住しておりましたが、宅地が狭く困っており、平成・ ・ 年5月頃より、農地法の許可を得ず、申請地を既存住宅用地と一体利用し、駐車スペース及び実家への通路として使用しておりましたが、である譲渡人に相談したところ、申請地の所有権移転を受けることになり、今後は駐車スペース 台及び物干し場等として、引き続き使用していきたいとして、このたび始末書添付のうえ申請されました。一体利用面積は・ ・ ・ m²となります。権利の移転は贈与で、あらたな資金は発生しないとのことで、資金調達計画はありません。また隣接に譲渡人所有以外の農地はありません。現況を確認しましたところ、隣接道路からの進入路及び通路として利用されておりました。

つづきまして、番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、 田 ・ 筆 ・ ・ m²で、昭和・ ・ 年に売買で取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は から北西に約・ ・ ・ m離れた場所であり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は共同住宅建築です。申請事由ですが、申請地は譲渡人が昭和・ ・ 年3月に埼玉県より農地転用許可を取得し、共同住宅を建築する予定でしたが、 を建築し利用しておりました。平成・ ・ 年に は解体し、その後は共同住宅を建築したいと計画しておりましたが、資金面から計画の進展がないまま現在に至ったとの経緯書が提出されております。このたび、子である譲受人が銀行より融資が受けられることとなり、父である譲渡人から申請地を譲受け、共同住宅を建築したいとして、あらためて5条申請されたものです。計画では申請地に共同住宅を1棟建築となっております。排水計画は隣接する市道内公共下水への接続の予定となっております。金調達計画は整っています。また隣接に農地はありません。現況を確認しましたところ、申請地の一筆は舗装道路となっており、共同住宅建設予定地は草刈り等の保全されている不耕作地となっております。説明は以上です。

事務局（川上主事） 私からは番号3～7について説明します。

まず、番号3について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は 畑 ・ 筆 ・ ・ ・ m²で、昭和・ ・ 年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北西に約・ ・ ・ m離れた場所であり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、借家住まいであり、手狭となってきたために家族と共に申請地へ住宅を建築したいと申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されております。現地を確認しましたところ、不耕作状

態となっております。

次に、番号4について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は 田・筆・・・㎡で、昭和・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から南西に約・・・m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在、借家住まいであり、手狭となってきたために家族と共に申請地へ自己用住宅を建築したいと申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接地に譲渡人以外が所有する農地はありません。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

次に、番号5について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は 畑・筆・・・㎡で、平成・・・年に土地改良法の換地により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北西に約・・・m離れた場所にあり、立地基準につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地として、第1種農地と判断しました。対象地は、秩父市の定める農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でしたが、令和4年・月・日付けで除外の決定がなされています。

転用目的は自己用住宅です。申請事由ですが、譲受人は現在、実家に暮らしておりますが、手狭となってきたために家族と共に独立し、父である譲渡人の所有する申請地に住宅を建築したいと申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接地に譲渡人以外が所有する農地はありません。

現地を確認しましたところ、耕作態となっております。

次に、番号6及び7については、関連している案件であるため、続けて説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。申請地は 畑・筆・・・㎡のうち・・・㎡、 畑・筆・・・㎡のうち・・・㎡でいずれも平成・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から南西にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。転用目的は、番号6が住宅の建設、番号7がそれに伴う進入路としての一時転用です。

一時転用期間は、工事期間となる3か月間です。申請事由ですが、譲受人は現在、アパートに暮らしておりますが、手狭となってきたために家族と共に、申請者の義理の父が所有する申請地へ住宅を建築したいと申請されました。

それに伴い、住宅予定地に接している道路に給水管がないため、番号7に住宅を埋設し、隣接地の へ接続する計画になっています。給水の接続については、所有者から承諾を得ています。埋設の深さは地盤面より60cmで、工事完了後は、一度農地として復旧します。

番号6については、令和4年第7回総会にて、一度審議を行った案件ですが、計画内容に一部変更が生じたため、改めて審議を行うものです。変更内容として、譲渡人が所有する隣接農地の一部を自己用住宅の敷地として、付け加えております。変更の理由ですが、対象地は周辺の土地

と比べ、嵩が高く法面が多いことから平地として利用できる面積が減少しています。そのため、敷地として利用できる平地を確保するために隣接の農地を付け加えております。付け加えた土地は、車両の進入路及び住宅の として利用する予定です。

なお、申請地東側の農地に が建っており、 の一部が建築及び敷設されており、違反転用状態となっています。本件については、順次農地転用の手続きを進めていく予定です。資金調達計画は整っています。また、隣接からは本申請地の農地転用についての承諾書が添付されており、説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号8から10について説明いたします。

はじめに、番号8ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、 字 田 ・筆・・・平方メートルで、 の北 約・・・m付近に位置し、平成・・・年相続及び交換により取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、県営住宅に居住しておりますが、将来家族が増え手狭になることに備え、住宅を建築したいとして申請されたもので、本年8月に農用地区域からの農用地除外決定を受けた土地です。設計図、資金計画等も整っており、隣接農地の承諾を得ており、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

次に、番号9について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、 字 畑 ・筆・・・平方メートルで、 の南 約・・・m付近に位置し、平成・・・年、相続より取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅です。申請事由ですが、住宅を建築したいとして申請されたものです。設計図、資金計画等も整っており、隣接地に農地は無く、問題は無いと考えます。

譲渡人は県外に居住しており、現地を確認したところ、不耕作の農地でした。

最後に、番号10について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、 畑 ・筆・・・平方メートルで、 の北約・・・メートル付近に位置し、令和・・・年贈与、平成・・・年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、 用地です。申請事由ですが、 が建設工事に伴う「工事車輛駐車場・資材・残土置場」として一時転用するもので、工事施工業者が譲受人として申請されたものです。転用期間は、許可日から令和5年・・・月・・・日までの・・・か月間を予定しています。期間終了後は、現状に復すこととなります。資金計画、隣接農地承諾書も整っており、問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理されている農地でした。

事務局（川上事務局長） 番号11と12の案件について説明をいたします。

番号11ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図はスクリーンをご覧ください。申請地は、 地内、 沿いで、 から北へ、約・・・メートル付近に位置する、土地でございます。令和4年2月に農業振興地域より除外されており、現地の状況から2種農地と判断いたしました。先日、豊田委員さんと現地確認をしたところ、保全管理されている状態でございます。次に、転用の目的ですが、譲受人は、 を行う会社であり、業務拡大に伴い、 として転用の申請をしたものです。資金計画等の書類も提出されており、問題が発生した場合は譲受人の責任において処理することが申請書に明記されていること、から、問題はないものと思われます。

次に12番ですが譲受人、譲渡人、申請地、契約等は、議案書記載のとおりです。譲受人は、 を営んでおり、業務規模拡大のため、近隣の土地を探していたところ、遊休農地であったことから購入し として利用するため申請したものでございます。案内図はスクリーンをご覧ください。申請地は より北北西へ約・・・m離れた地点でございます。令和4年2月に農業振興地域より除外されており、現地の状況から2種農地と判断いたしました。先日、豊田委員さんと現地確認をしたところ、対象となる畑は 不耕作状態でございました。資金計画等の書類も提出されており、問題が発生した場合は譲受人の責任において処理することが申請書に明記されていること、から、問題はないものと思われます。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

事務局（笠原主査） 私からは番号13、14について説明いたします。

最初に、番号13について、説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 字 畑 ・ 筆 ・ ・ ・ m²で、平成・・・年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は の北西約・・・mに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅です。譲受人は、譲渡人の娘の夫です。

申請事由ですが、父が所有する土地に住宅を建てることを計画しました。

資金調達計画は整っています。また隣接農地所有者から転用することに差し支えない旨の同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、保全管理の状態となっていました。

次に番号14について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 字 田 ・ 筆 計 ・ ・ ・ m²で、昭和・・・年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は から北東約・・・mに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅用地です。譲受人は、譲渡人の娘の夫にあたります。

申請事由ですが、譲受人は現在、住宅を建築し生活を独立したいと計画しました。今後のことを考え、他の土地を購入するのは経済的な理由から難しいため、今回の申請となりました。なお、申請地は秩父市農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地とされておりましたが、令和4年8月25日付で農用地から除外されています。資金調達計画も整っており、隣接農地の承諾

書も添付されています。現地を確認したところ、保全管理された農地となっていました。また、周囲には太陽光発電施設が建設されていることから、周囲の営農状況に影響を与えるものではないと思われます。説明は以上です。

事務局（見澤主事補） 番号15について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、 字 畑・筆 ・・・㎡で、平成・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から東へ・km付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は、平成・・・年に成立した法人で、 の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。申請事由ですが、土地所有者は今後農業を行う予定がなく、日当たり等の条件もよい事から双方合意し太陽光発電施設として申請されました。資金計画は整っております。また、隣接農地所有者からは転用申請することの承諾書も添付されており周辺の営農に対する配慮はなされているものと思われます。現況を確認しましたところ、荒廃した農地でした。

番号16について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、 字 畑・筆 ㎡で、昭和・・・年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から南東へ約・・・m付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、 用地です。譲受人は、 の販売を目的とする法人です。申請事由ですが、譲受人は昭和・・・年より申請地を・・・用地として利用してきました。事務処理の際に現在の の敷地が農地であることに気づいたため是正するため始末書添付のうえ申請されました。資金計画はありません。また、隣接農地所有者からは転用申請することの承諾書も添付されており周辺の営農に対する配慮はなされているものと思われます。現況を確認しましたところ、既に工場が建っていました。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番 青野孝司委員 9番青野です、番号1と2について意見を申し上げます。いずれも概要は事務局からの説明のとおりです。番号1ですが農地転用許可を受けないまま転用してしまったことが判明したことによる追認案件でございます。譲受人と譲渡人は兄弟の関係にあります。当該申請地は として使用されてきております。連名による始末書も添付されており、当該申請地周辺には住宅等が建ち並んでおりますのでやむを得ないと感じました。

次に番号2ですが、当該申請地は保全管理の状態にあり、長期間に渡り、耕作されていない状況が見受けられました。譲受人は父親である譲渡人は当該申請地を譲受け、 を建設することです。当該申請地は昭和・・・年当時、譲渡人自ら農地転用許可を取得し平成・・・年まで 用地として使用していた経緯もありますので、こちらもやむを得ないと感じました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

4番 加藤勝市委員 4番加藤です。番号3、番号4ですが詳細については事務局より説明のあったとおりです。申請理由、3種農地、市街化の著しい地域、申請書の整っていることを考慮し承認

はやむを得ないと判断いたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

8番 黒澤昌治委員 8番黒沢です。番号5ですが、譲受人は さんです。畑・・m²、 ・棟・・m²、農振除外決定を受けています。現地を確認したところナス、トマト、キュウリ等が耕作されており農地として利用されていました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

13番 設楽治男委員 13番設楽です。番号6、7について説明いたします。先般の7月総会で可決されたものを取り消して再度申請のあった案件でございます。前回は・・坪ぐらい農地が残されて、利用形態の悪いものとなっていると思われました。今回は農地と との整合性が取れている計画だと思います。7番も を敷設するため、真面目に申請をいただいております。ご審議をよろしくお願いいたします。

3番 長谷川満委員 3番長谷川です。8番、9番、10番の説明をいたします。8番ですが詳細は事務局のとおりです。申請地は日当たりの良い所でございます。地目は水田ですが、何年も耕作は行われいまいやうで保全管理の状態です。譲受人が を建設するとの事でやむを得ないと思われます。9番ですが、地目は畑ですが、現況は不耕作の状態、管理もされていないように見受けられました。申請地の両隣には住宅が建設されており、管理も難しいことから譲渡人も手放すとのことでやむを得ないと思われます。10番ですが、 建設を目的とした駐車場等として一時転用されるものです。やむを得ないと思われます。以上ご審議の程お願いいたします。

12番 豊田恵男委員 12番豊田です。番号11、12について説明します。先日事務局と確認しました。11番は事務局説明のとおりです。既存の が狭小であります。申請地はここから一段低いのですが、保全管理されている状態です。ただ周辺の畑が荒れております。 として転用するとの事ですが、(雑草など処理されるので)隣接住民の理解も得られているようです。12番ですが、申請地は管理のされていない状態です。既に譲受人が一時転用として、申請地の道路反対側を使用しており、今後きちんと完了等の報告がされるのか注視しています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2番上井克彦委員 2番上井です。13番14番について説明いたします。詳細については事務局説明のとおりです。13番については 地区です、譲渡人は義父であり良いことだと思います。14番ですが、 についても同様です。現況は両申請地ともに保全管理されている状態でした。ご審議よろしくお願いいたします。

5番笠原倍吉委員 5番笠原です。15番16番の説明をさせていただきます。事務局と現地を確認しました。15番は となっておりますが、ほとんどの が半枯の状態です。また雑草も繁茂しており荒廃農地の状態です。相続した畑の管理ができないことから申請に至ったことが現状だと思われます。近隣からも適正な管理を要望されていることからやむを得ない状況だと思われます。16番ですが、追認依頼です。現況は が設置されており、事業を行っていることから、敷地を農地に復することは不可能だと思われます。始末書が添付されておりやむを得ないと思われます。以上ご審議賜りますようお願いいたします。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

4番 加藤勝市委員 4番加藤です。事務的なミスだと思われますが、番号15、16代表取締役の氏名が記載されておりませぬ。氏名を教えてください。

事務局 見澤主事補 はい。15番 。16番が です。

2番上井克彦委員 7番ですが、個人の を利用するとの事ですが詳細な説明をお願いします。
事務局 川上主事 今回の計画ですが、6番の自己用住宅に するものですが、隣接地が義父の土地です。公道から を敷設できない状態でございます、今回義父の から配管を計画するものです。

2番上井克彦委員 は の管理だと思われるので、一時転用申請は の申請ではないのかと思います。

事務局 川上主事 事務局として確認をいたします。確認して委員さんには報告いたします。

2番上井克彦委員 事務局で確認をいただければ結構です。事務局で確認をお願いします。

1区吉川 稔推進委員 番号6の さんの氏名が諸報告番号3と違っていています。どちらが正しいのでしょうか。

事務局 川上主事 正しいのは議案書です。諸報告を訂正してください。

2区 倉林幸男推進委員 番号12番の件ですが、申請地の が狭いと思うのですがどうでしょうか。この総会審議では道路幅は審議内容では無いと思われませんが公道は通過できるように見受けられますが。幅員が1.8mしかない非常に狭い道です。道路として、申請地を提供いただくと良いとおもいます。

4番 加藤勝市委員 4番加藤です。隣接農地が袋地にならないよう心配していたが、隣接農地の方々から同意がされており、承諾書に押印がされているので、(農業委員会として)判断すれば良いのではないかと思います。

休憩 15:18から15:36まで

各委員、推進委員より道路の幅員、農地が袋地になることにより将来、耕作放棄地化しないかなどについて相談。

事務局は譲受人に対し土地の利用形態について確認する。

議長(衆東男会長) この案件に質疑又は意見はありませんか。質疑を終結してよろしいでしょうか。

議長(衆東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。議案第42号16議案について これよりお諮りいたします。議案第42賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(衆東男会長) はい全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第43号農地利用集積計画の決定について

議長(衆東男会長) 議案第43号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に説明をいたさせます。

事務局(笠原主査) それでは、番号1について説明をいたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和4年9月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。それでは、計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地については議案書をご覧ください。申請地は、 字 畑 ・ 筆 計 ・ ・ ・ 平方メートルです。

土地の所在につきましては、案内図をご覧ください。申請地は、 の南南西、約 ・ ・ ・ メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和4年12月1日から6年間です。

本案件の貸付人と、この後ご審議いただく配分計画の配分をうける者との間で、農地中間管理事業により令和4年11月30日まで利用権設定がされており、期間満了後も継続して貸し付けたいとするものです。本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。

なお、現地を確認いたしましたところ、現地は耕作されている状況でした。

説明は以上です。

議長（衆東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番 上井克彦委員 2番上井です。現地確認を推進委員、事務局と行いました。事務局説明のとおりでございます。継続して耕作されている状態でございます。何ら問題は無いと思われまます。以上でございます。

5区 新井明弘進委員 5区推進委員の新井です。上井委員のお話しされたとおりでございます。現地は日当たりもよく良い耕地となっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆東男会長） いかがでしょうか。ほかに質疑、意見がございませぬか。

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めまます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号について、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めまます。

（全員挙手を確認する）

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、決定することに決しました。

議案第44号の内利用配分計画について

議長（衆東男会長） 議案第44号農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせまます。

事務局（笠原主査） それでは、議案第44号について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和4年9月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第43号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は、認定農業者である で、配分を受けた後は、 の栽培を行う計画です。賃借期間については、令和4年12月1日より6年間で、賃料は10aあたり・・・円です。今までも中間管理事業により同法人が借り受けて荏胡麻の栽培を行っており、令和4年11月30日の期間満了後も継続して借り受けたいとするものです。

なお、それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番 上井克彦委員 2番上井です。現地案内図を見ていただきますと、この地域の畑、ほとんどを
で の耕作を行っております。今後も継続して行うので問題無いと思われ
ます。
よろしく願いいたします。

5区 新井明弘推進委員 5区推進委員の新井です。上井委員さんから話がありましたが、この地域
以外でも、 は を耕作しているので問題ないと思います。ご審議よろしく願いいた
します。

議長（桑東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（桑東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたしま
す。議案44号について、農用地利用配分計画に対する意見は無い旨を市長に答申することに賛
成をする諸君の挙手を求めます。

議長（桑東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、意見なしとすることに、決しまし
た。

議案44号の審議は終了しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（桑東男会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして
秩父市農業委員会 令和4年第9回定例総会を閉会いたします。